

平成 30 年第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）会議録

平成 30 年 3 月 23 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 加藤弘文	2 今泉吉人	3 河野 清
4 松下好延	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	氏原哲哉	建設課長	金田敬司
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 伊藤斉

5 議事日程

日程第 1	議案第 1 号 指定管理者の指定について	(文教厚生委員長報告)
日程第 2	議案第 2 号 指定管理者の指定について	(総務建設委員長報告)
日程第 3	議案第 3 号 指定管理者の指定について	(総務建設委員長報告)
日程第 4	議案第 4 号 指定管理者の指定について	(総務建設委員長報告)
日程第 5	議案第 5 号 設楽町過疎地域自立促進計画の変更について	

- 日程第6 議案第6号
町道路線の変更について
(総務建設委員長報告)
- 日程第7 議案第7号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 議案第8号
設楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)
- 日程第9 議案第9号
設楽町障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 議案第10号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 議案第11号
設楽町後期高齢者医療保険条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 議案第12号
設楽町観光施設条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第13 議案第13号
設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 議案第14号
設楽町介護保険条例等を廃止する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第15 議案第24号
平成30年度設楽町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第16 議案第25号
平成30年度設楽町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第17 議案第26号
平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)

- 日程第18 議案第27号
平成30年度設楽町簡易水道特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第19 議案第28号
平成30年度設楽町公共下水道特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第20 議案第29号
平成30年度設楽町農業集落排水特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第21 議案第30号
平成30年度設楽町町営バス特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第22 議案第31号
平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第23 議案第32号
平成30年度設楽町田口財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第24 議案第33号
平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第25 議案第34号
平成30年度設楽町名倉財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第26 議案第35号
平成30年度設楽町津具財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第27 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第28 議案第36号
平成29年度設楽町一般会計補正予算(第10号)
(追加)
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第30 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開議 午前9時00分

議長 みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名全員です。定数に達していますので、平成30年第1回設楽町議会定例会(第3日)を開会します。これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 みなさん、おはようございます。議員各位におかれましては、平成30年3月議会定例会最終日に際しまして、全員の方の御出席を賜りましてありがとうございます。平成29年度も残すところ1週間あまりで終わろうとしておりますけれども、議員の皆さん方の御理解御協力によりまして、おかげをもちまして、町政を円滑に遂行できましたことに感謝を申し上げます。

今年は寒い日が続いておりましたが、3月に入っていっぺんに暖かくなったということから、全国各地で例年より1週間程度早く桜の花が咲き出しております。本町におきましても、もうすぐあざやかな桜の花が咲き、春の息吹を身近に感じる季節を迎えることができると思います。

それでは、最初に、最近の状況について報告を申し上げます。まず最初に、歴史民俗資料館と道の駅清嶺(仮称)についてであります。3月12日のあいさつで、最も低い金額を入れたJVと随意契約の可能性に向けて話し合いの場を設けているという報告をさせていただきました。現時点におきましても継続をして現在まだ話し合いを行っているところでありますが、今年度中には随意契約を行うのか、また再入札を実施するのかの結論を出す予定でありますので、御承知置きをいただきたいと思っております。

次の六次産業化の認定証の交付についてであります。設楽町では現在、段戸牛のたけうち牧場さん、またミニトマトの村松誠士さんに次ぐ3件目として、津具地区の村松憲治さんの「つぐや」さんに、3月14日の水曜日に「六次産業化・地産地消法」の法律に基づく農林水産省の総合化事業計画認定証が交付がされました。この「つぐや」さんは、現在「もっくる新城」に店舗を構え、五平餅の販売を手がけておりますが、持ち帰りのできる真空パックの五平餅とたれをセットとしてこれを計画をしたということで、今後もこの商品をお土産品として販路拡大をめざすとともに、雇用拡大、耕作放棄地の増加抑制にも目指していくとされております。

次に、森林資源の活用についての展示・報告会についてであります。3月18日の日曜日でありましたが、東三河森林活用協議会の主催により「設楽町における森林資源の活用についての展示・報告会」が開催されました。10組を超える関連事業者やまた住民のみなさんから、木材や枝葉などを使った活動報告や作品の展示等を行っていただきました。特に、田口高等学校からは今年度進めてきた成分分析の結果や、また新たな事業展開への方向性が示されるなど、広い視野での情報の共有や今後の地域一帯となった取り組みに向けた貴重な契機となったというふうにも思います。

最後に、職員の定期人事異動についてであります。新聞報道にもありましたよ

うに、30年度に向けた職員の人事異動の内示を3月19日、月曜日に行いました。課長職5名をはじめとして、一般事務職、保育士、調理員、再任用職員、嘱託職員あわせて15名が退職することに伴い、一般事務職をはじめ15名を採用をいたしました。新たな職員体制により、円滑な町政運営に努めてまいります。

さる3月2日に開会されました本定例会は、指定管理者の指定をはじめ、過疎計画の変更、条例改正、補正予算、平成30年度当初予算など、大変多くの議案について慎重審議を賜り、無事に最終日を迎えることができましたことに感謝を申し上げます。また、本日、補正予算を追加上程させていただきましたので、議会初日に上程をさせていただきました議案とあわせまして、慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます、議会最終日の審議に先立ちまして、あいさつとさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7 熊谷 おはようございます。それでは委員長報告をいたします。平成30年第4回議会運営委員会結果の委員長報告をいたします。平成30年第1回定例会(第3日)の運営について3月20日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1議案第1号から日程第14議案第14号までは、一括上程します。日程第15から日程第26までは、予算特別委員会に付託の新年度予算で一括上程します。日程第27は設楽ダム対策特別委員会の報告です。日程第28は一般会計補正予算の追加です。単独上程し質疑、討論、採決です。日程第29、30は議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申し出です。以上で報告を終わります。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

先日、6番高森陽一郎君より、6月12日の会議中の一般質問における発言について、不適切な部分があったため、会議規則第64条の規定により、発言の取消しをしたいとの申し出がありました。高森陽一郎君に説明を求めます。

6 高森 今、議長からお話いただきましたように、去る12日の一般質問のときに、地元の地域組織の活性化に関して、つついアドリブが入ってしまって、私自身もうっかりしましたが、「名倉は昔から補助金で生きてきた文化ですから」と、そういう文言を口にしてしまったこと、大変申し訳なく思っており、同時に同僚議員2名から不適切と指摘を受けましたので、私もそのように認識し、この場をお借りしまして、私の発言を訂正していただき、また会議規則に基づき、議長によりお取りはかりをお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 お諮りします。高森陽一郎君の申し出のとおり、発言の取消しを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申し出を許可することに決定をいたしました。

議長 日程第1、議案第1号「指定管理者の指定について」から日程第14、議案第14号「設楽町介護保険条例等を廃止する条例について」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

5 金田 平成30年第1回総務建設委員会委員長報告を行います。3月13日火曜日14時20分から14時37分、総務建設委員会を開催いたしました。出席者は委員6名全員、議会事務局長、執行部からは町長、副町長はじめ以下そこに書いてありますような10名の方々に御参加いただきました。付託された議案8件を審議し、審議の結果を報告いたします。付託事件の1、議案第2号「指定管理者の指定について」は、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。2、議案第3号「指定管理者の指定について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。3、議案第4号「指定管理者の指定について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。4、議案第5号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」質疑1件、討論なし、賛成多数で可決すべきものと決しました。質疑、答弁については下に書いてありますので、御参照ください。5、議案第6号「町道路線の変更について」質疑1件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。6、議案第7号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。7、議案第8号「設楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。8、議案第12号「設楽町観光施設条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。その他はございませんでした。以上です。

6 高森 ただいまから、文教厚生委員会の報告をさせていただきます。平成30年第1回文教厚生委員会報告、委員長報告。去る3月15日木曜日、午後3時15分から3時41分まで文教厚生委員会を開催しました。出席者は委員6名全員、議会のほうでは議長、事務局長、執行部では町長はじめ各執行部10名の方が出席してくださいました。付託事件7件を審査。審議の結果を報告いたします。付託事件第1、議案第1号「指定管理者の指定について」これは荒尾のやすらぎの里の指定管理ですが、指定管理者が辞退されると、そういう状況になりまして、その件に関して質疑がありましたが、再度交渉の結果、指定管理を5年の期間で受けていただくという話でまとまったそうですが、おいおいまたいろいろな収益に改善に関しての話し合いが持たれるということでした。そういう件で2件がありまして、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。2、議案第8号「設楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第9号「設楽町障害者

医療費支給条例等の一部を改正する条例について」質疑1件あり、その内容としては「どうしても障害児のことにに関して役場に行って相談しづらい」って、そういう声が多々ある」という質疑があり、「しっかりとした対応を望む」と、そういう要望もあって、その他は質疑なく全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。4番、議案第10号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」質疑1件、質疑に関しては「2年、3年、これはどういう改正か」ということに関して、「県条例に従った改正」という答えがあり、合計4点の改正を承認するというで討論が終わり、全員賛成となりました。したがって、可決すべきものと決しました。5番、議案第11号「設楽町後期高齢者医療保険条例の一部を改正する条例について」特に質疑なし、討論なし、全員賛成、可決すべきものと決しました。6番、議案第13号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」質疑1件ありまして、「これは道路工事のためか、あるいは何かの誘導のためか」という質疑に対して、「どんぐり駐車場にむけて100メートル駐車場移動する24.9キロを25キロにする」という、そういう改正という説明がありました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。7番、議案第14号「設楽町介護保険条例等を廃止する条例について」質疑2件ありました。1件は、「大きな市町村に振り回されて町単独のそういう事業が不可能にならないか」とか、あるいは「町単独でやるやつはそういうふうで足きりされるようなことはないか」という意見、それに関して「どういうサービスを実施する」という答弁があり、「町民課はこの廃止によって困らないか」という質疑に対しては、答弁として「廃止で困らない」「してもらわないと困ります」と、非常に名答弁が生まれて、全員賛成で可決すべきものと決しました。その他はございませんでした。以上で報告終わります。ありがとうございます。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第1号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第1号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第2号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第2号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第3号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第3号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第4号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第4号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第5号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第6号「町道路線の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第6号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第7号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第7号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告の

とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第8号「設楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第8号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第9号「設楽町障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第9号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第10号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 条例の33条についての意見、あるいは質疑はあったでしょうか。

議長 10番田中君、ちょっともう一度すみません、お願いします。

10田中 もう少し、ゆっくりと説明しますが、議案の33条は保険料の減額であります。で、これについて書かれまして、基礎賦課額から減額して得た額を58万円にするというわけですが、簡単に言いますと、賦課限度額を54万円から58万円するとい

うことですが、これについての意見が出ておったのか、あるいは質疑が行われたのかということをお聞きしております。

6 高森 お答えします。そういう具体的な数字に関する議論は、突っ込んだ議論は出ませんでした。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 先ほど、委員長の答弁によりますと、突っ込んだ議論はしていないということでもありますけども、本案には、今お話し申し上げましたとおりに、賦課限度額を54万円から58万円に引き上げて、保険料の値上げに相当する内容が含まれておりまして、私はこれに反対するものであります。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6 高森 この文教関連の、特に健康保険に関する分野は大変広くて、数字の把握というのが大変困難なことがあります。今、反対討論されている田中議員はもう何十年もこの分野のエキスパートで、私たち、ちょっとにわか委員長が把握できるような内容以上の、非常に深い含蓄を持った研究をなさってますので、この数字のことに關しては「委員会で、ある程度審議が浅かったな」という反省もされますが、ほかにそういう委員からの討議がなかったのも、それで委員会を締めさせていただいたことになっておりますので、御了解ください。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第 10 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 11 号「設楽町後期高齢者医療保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 11 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 12 号「設楽町観光施設条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 12 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 13 号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 13 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 14 号「設楽町介護保険条例等を廃止する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 14 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告

のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第 15、議案第 24 号「平成 30 年度設楽町一般会計予算」から日程第 26、議案第 35 号「平成 30 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の 12 議案を一括議題とします。本案は予算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 金田 予算特別委員会の委員長報告を行います。平成 30 年設楽町議会予算特別委員会報告を設楽町議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。本委員会は、平成 30 年に 3 月 13 日火曜日及び 3 月 15 日木曜日の両日にわたり、平成 30 年度設楽町一般会計歳入歳出予算ならびに特別会計歳入歳出予算についてを慎重審議いたしました。その結果を申し上げます。3 月 13 日午前 9 時から午後 2 時 5 分まで、総務建設委員会所管の審議をいたしました。出席者は町長、副町長、教育長をはじめ役場担当執行部全員と委員 11 名全員です。質疑の結果は以下のとおりです。一般会計予算案の歳出に関する質疑は合計 54 件で、その内訳は議会費の審議では質疑なし、総務費の審議では質疑 30 件、農林水産費の審議では質疑 8 件、商工費の審議では質疑 10 件、土木費の審議では質疑 2 件、消防費の審議では質疑 2 件、災害復旧費の審議では質疑なし、公債費の審議では質疑 1 件、諸支出金の審議では質疑 1 件。続いて、歳入に関する審議では質疑 5 件です。

特別会計に関する審議では、田口財産区特別会計予算の審議では質疑 1 件、段嶺財産区特別会計予算の審議では質疑 2 件、名倉財産区特別会計予算の審議では質疑なし、津具財産区特別会計予算の審議では質疑なしでした。その他で寺子屋における財政学習会への議員参加の案内がありました。

続いて、3 月 15 日に午前 9 時から午後 2 時 25 分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。出席者は町長、副町長、教育長をはじめ役場担当執行部全員と委員 11 名全員です。質疑の結果は、一般会計予算の歳出に関する質疑は合計 57 件で、その内訳は総務費公共交通費の審議では質疑 6 件、民生費の審議では質疑 21 件、衛生費の審議では質疑 4 件、土木費住宅費の審議では質疑 9 件、教育費の審議では質疑 17 件でした。歳入に関する質疑は 1 日目に一括して行いましたので、この日は行いませんでした。

特別会計に関する質疑は合計 16 件で、その内訳は国民健康保険特別会計予算の審議では質疑 5 件、後期高齢者医療保険特別会計予算の審議では質疑ありませんでした。簡易水道特別会計予算の審議では質疑 3 件、公共下水道特別会計予算の審議では質疑 6 件、農業集落排水特別会計予算の審議では質疑 1 件、町営バス特別会計予算の審議では質疑はありませんでした。つぐ診療所特別会計予算の審議では質疑 1 件。

以上で質疑を終わり、その後討論に入り質疑終了後の討論では一般会計予算を反対とする討論1名、一般会計を賛成とする討論が1名、公共下水道特別会計予算を反対とする討論が1名、公共下水道特別会計予算を賛成とする討論が1名。討論は本議会3日目、本日举行することといたしました。

続いて、採決を行い、以下のように決定しました。議案第24号「平成30年度設楽町一般会計予算」を採決いたしました。賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。議案第25号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第26号「平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第27号「平成30年度設楽町簡易水道特別会計予算」の採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第28号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計予算」の採決を行いました。賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。議案第29号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計予算」について採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第30号「平成30年度設楽町町営バス特別会計予算」について採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第31号「平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第32号「平成30年度設楽町田口財産区特別会計予算」の採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第33号「平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第34号「平成30年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。議案第35号「平成30年度設楽町津具財産区特別会計予算」の採決を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は1件ごとに行います。

議長 議案第24号「平成30年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 先ほどの委員長報告であります。後ほど触れさせてもいただきますが、私は議案第25号の国民健康保険特別会計予算にも反対していると思うのですが、どっか間違っているのではないかと思います。

それでは、一般会計予算につきまして反対討論を行います。2018年度一般会計予算に反対の立場から討論をするものです。腹を据えて町の危機に立ち向かう。町外からの移住者、町内若者の定住に力を注ぐ。町長は平成30年度予算方針でこう述べるとともに、町の財政運営を身の丈にあったものに、それから限られた財源の中で選択と集中を進めるとしました。新年度予算は一般会計66億2千万円、

特別会計 22 億 7 千万円で、前者は前年よりも 8% 増、後者は 18% 減でした。はたして身の丈にあった予算になっているか。選択と集中による事務事業の再編になっているか。はたまた町民福祉の向上はどのように図られたか。

こうした点で新年度予算を分析いたしますと、第 1 に、歴史民俗資料館が 492,000 千円の新築事業費が計上され、平成 32 年度オープンを目指すとなりましたが、過大な想定に基づき累計で多額の費用を投下することや、そもそも移転の必要性などに疑問をもつものであります。花の山公園は 2,483 千円の管理費用ですが、将来戦略が不明とされているのに予算化を続けています。これらは身の丈にあった予算、選択と集中の結果である予算と言えるでしょうか。

第 2 に、一方、自治体の使命は住民の生命財産と暮らし・福祉を守ることにあると言われていますが、当予算が町民の暮らし・福祉を守る予算になっているでしょうか。福祉移送サービス、高齢者タクシーの運賃は遠方の料金が利用者にとって大きな負担になっていますが、この見直しと軽減はあくまでも拒否し、改善措置がとられようとしていません。国保料は、国保運営基金から 10,000 万円繰り入れて、保険料の激変緩和をするものの、すでに大変高くなっている国保料をさらに約 2% 引き上げており、引き下げのための町独自の予算措置はありません。給食費無料化は、教育費負担の軽減として少子化対策に大きな意味がありますが、今回も見送られました。

第 3 に、積立金が 93,891 千円計上され、うち減債基金積立は一般積立と利子積立で 24,120 千円。この結果、財調で 25 億円余、減債基金で 4 億円以上の現在高になっていると思われまます。こうした多額の積立金は、財務省や財界から余裕があると攻撃され、ため込み主義が変更を迫られています。はっきりと方向転換し、町民の福祉や暮らしの切実な要求実現のために使うべきではないでしょうか。

第 4 に、本年度予算は総合戦略の移住定住事業とダム関連事業が全面に出されており、町長の予算編成方針でも強調されていました。また東三河広域連合への参加や観光振興を推進するとして、福祉・暮らし・防災などは後掲に追いやられています。住民生活の向上と安全こそが優先されるべき課題ではないでしょうか。

以上のように、身の丈にあった予算と言いながら、無謀な投資はそのまま、住民の切実な願いには冷たい姿勢をとっているのが新年度予算であり、予算に反対するものであります。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6 高森 私は、平成 30 年度設楽町一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。とりあえず概論を述べさせていただきます。予算総額 66 億 1900 万円で、前年度比 4 億 2 千万円増、いくつかのダム関連大型事業が盛り込まれて、最後の大規模予算計上の感があるが、今後、地方交付税は漸減していき、ダム関連の県支出金も事業終了後減少期に入り、財政冬の時代に移行することとなる。さて、性質別経費をみると、義務的経費の公債費は 1 億円単位で減少が常態化しており、公債費比率も 8.7% と良好であり、義務的経費の押さえ込みに成功していると思

われる。ちなみに、平成 29 年度は 10.9、28 年度は 12.7 の比率になっている。消費的経費の物件費の伸びは、歴史民俗資料館関連で資料館の価値を左右する展示方法を案出する意義ある出資と考えられる。投資的経費の普通建設事業費は、南玄関口の資料館、道の駅清嶺建設事業のための大型予算で、当町の命運をかけた大切な事業への行き届いた予算計上と言える。繰越明許費は 1 億 7 千万と前年比 3 千万多いが、田口公共下水道工事に 5 千万の計上となっており、工事が急がれる。反対論で常に話題となる基金状況であるが、平成 28 年度の決算報告書には、平成 29 年 3 月末時点で 41 億 2982 千円が計上されておる。大変大きな額と思われる。しかし、目的基金が 9 本あり、財政調整基金が 25 億しかなく、代行災害等に対処して、財政支出をかけるとき、基金取り崩しには少ない額と思われる。したがって、多すぎるで減らせとの声もあるが、ここは積立に精を出すべきと考える。ただし、基金積立状況がきちんと毎月、毎年わかりやすいように記述されておくべきで、記載場所の固定化と明確化が望まれ、基金状況が手短かに把握できる状況の改善が望まれます。ちなみに平成 28 年度はわかりやすいかと思います。身の丈を意識して、最小を支出で最大の効果を常に念頭においた予算執行に心掛けるべきと指摘し、適正な予算配分であると認め本予算に賛成するものです。

それから、先ほど反対討論でいただきましたように、一部反対議員の指摘される花の山公園と目に見えないことに対する支出に対しては、これは改善の余地があると思われます。しかし、その他ダム関連というのは永遠に続くものでなく、ここ数年の単位でどんどん減少していく、そういう規模のものであるので、やはりここは慎重に町が発注して施行している案件を処理していくことが大変重要と考え、賛成討論とします。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第 24 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 25 号「平成 30 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

11 金田 討論ではないんですけども、先ほど予算特別委員会の委員長報告で、議案第 25 号平成 30 年度設楽町国民健康保険特別会計予算の採決は、「全員賛成で可決すべきものと決定いたしました」と報告いたしました。私の間違いで賛成多数

で可決すべきものと決定いたしましたので、訂正をお願いいたします。以上です。
議長 ただいま予算特別委員長より報告がありました。議案第 25 号、全員可決じゃなくて、賛成多数っていう訂正ですかね。訂正がありました。いかがでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 これで討論を終わります。議案第 25 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 26 号「平成 30 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 26 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 27 号「平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 27 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 28 号「平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

5 金田 公共下水道特別会計予算に反対します。公共下水道事業が住民負担について十分説明されておらず、安心が担保されないままです。すでに事業着手していますが、順序が逆です。以下具体的に申し述べます。1 水源地域積立金、平成 32 年度目標金額 50 億、現在 36 億円程度が積み立てられているということですが、

ダム事業完了後、30年間1億5千万がいただけるから大丈夫という言い分が安心材料ではありません。30年後にはなくなるのです。それにこれは公共下水道だけに充てることができるわけではなく、水源地域整備事業で作った農道、林道、町道、そして歴史民俗資料館などの維持管理にも使うと考えられます。また水源地域基金の一部を使うとしても、ダム完了予定は平成38年度以降で、公共下水道供用開始時期とのずれがあり、38年度までは町の基金取り崩しや一般財源からの繰り出しに頼ることになります。もちろん30年度以降は、ずっと一般会計からの繰り出しで会計運営をすることになり、一般会計を圧迫します。では、「設楽町の基金の状況は」と見ると、すでに町の財政運営は基金を取り崩す局面に入ってきていると思われれます。10年間ほどで基金残高は少なくなって、あてにできなくなると予想されます。そして30年後には、公共下水道施設設備の更新時期を迎えます。施設設備の長寿命化、更新をすることになります。ですから、供用開始後は減価償却に伴う引当金の準備もしていかななくてはなりません。以上のように、10年後、そして、とりわけ水源地域基金の交付が終了する30年度以降は、下水道債、過疎債などの借金に頼ることとなります。農業集落排水事業とともに、次世代に負担をお願いすることになります。若い職員が幹部になるころには、財政運営の重い足かせになることでしょう。

2点目です。受益者の使用料は、現行の、2人世帯を例にすると2,500円程度と説明されています。交付税措置されるのは、使用料設定が5年くらい前だと3,000円以下というふうに記憶していますが、使用料設定が安すぎると交付税措置されないってことの心配があるのではないのでしょうか。じゃあ現行どおりという、町民のみなさんへの約束が守れるのでしょうか。それから対象世帯の80%以上が希望していると言います。しかし、公営住宅等にお住まいで、工事費用の心配のない方を除く一般世帯の方々に、接続にかかる宅内改修や配管費用の具体的金額は明示できていません。また使用料値上げの局面がやってくるかもしれないことを、十分理解していただいているのでしょうか。そんな説明はありませんでした。接続を希望しない55世帯、約10%という数字は無視できません。さらに希望調査時から5年以上経過して、供用開始するときに、接続を躊躇する高齢者世帯もあると考えられます。さらに、事実上、上下水道を使用しない空家からも、休止の措置は使用しないで、基本料金をいただくというのは、一般的に考えて理解されないでしょう。利用料収入が予定を下回るときには、値上げの検討が必要になります。愛知県の汚水処理構想に従って、設楽町の汚水処理構想を作る以前に、自分の町の事情を十分考慮すべきだと考えます。建設の時点では、費用負担が有利なことは十分承知しています。建設だけに関わる、建設費だけに関してはです。しかしながら、極小規模自治体である設楽町民の将来の財政負担や受益者と呼ばれる方々の現在の負担については、まだまだ説明不十分です。下水道はほかの施設と違って、休止も廃止もできません。事業を進めるのは、住民が負うリスクも含めた十分な説明をして、理解を得てからです。順序が逆です。

以上反論とします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6 高森 平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計予算、賛成の討論をさせていただきます。設楽町公共下水道事業は、20 年の遅れを経て実現することとなった。平成 9 年あたりから渥美半島に端を発した農村集落排水事業は、過大に設定されたダムの利水枠を埋めて、高齢化で農業離れし始めた田原、渥美地区の水事業を固定化し、ダム事業の円滑な推進を図るべく大々的に展開をされ、当町においても、その流れにのって導入された。田口地区は、農集排のカテゴリー外で取り残される結果となった。

さて、公共下水道は集落密集地区の田口地区に適した下水処理法ではあるが、町村単独事業では実現不可能な規模の財源捻出が問題となる。なおかつ、田口から清崎までという長大な管路建設・維持という難問に遭遇し、清崎地区辞退という結果を経て、現在、清崎外れから一気に荒尾折地に下り、ダム水没移転のクリーンセンター処理施設と供用できる施設設計に落ち着いたことにより、公共下水道の計画は前進したと考えられます。平成 26 年、27、29 年と 3 年間切れ目のない地元説明会がもたれたと伝え聞いておりますが、単身所帯また高齢所帯の宅内管路工事費用負担の軽減等、課題は山積していると考えられます。担当課の丁寧な説明と安心が担保される対応によって工事により発生するさまざまな困難が一つひとつ解決されていくことを確信しております。財源として、ダム補償と下流市町村の受益者負担による工事費 8 割の 276,000 千円の繰り入れが担保されて、スムーズな事業の展開がなされることを確信しており、本予算は収支ともに安定した財政運営が見込まれることにより、執行に十分に値する予算であると認定し、賛成討論としますが、先ほど反対論者から言われてますように、水源基金が時限基金であるという、そういう時限法を考えて、やはり先ほど言ったように基金のしっかりした積立と、そういうことによって、即時遡行できる体制をつくる。そういう体制を前提に、公共下水道を推進していく必要があるということを、あわせて付け加えておきます。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第 28 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 29 号「平成 30 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 29 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 30 号「平成 30 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 30 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 31 号「平成 30 年度設楽町つく診療所特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 31 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 32 号「平成 30 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 32 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 33 号「平成 30 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 33 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 34 号「平成 30 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 34 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 35 号「平成 30 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 35 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第 27「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 それでは平成 30 年第 1 回設楽ダム対策特別委員会の報告をいたします。平成 30 年 3 月 16 日、午前 10 時より、ここ議場において行いました。出席は対策委員 5 名、熊谷委員は欠席でありました。伊藤議長、町のほうから横山町長ほか 8 名、国土交通省設楽ダム工事事務所から岩崎所長ほか 13 名、愛知県豊川水系対策本部より水野事務局長ほか 4 名、愛知県新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所より廣瀬所長ほか 5 名の出席をいただいて開催をいたしました。審査事件、

所掌事務の調査ということで、「(1)設楽ダム建設事業・関連事業における平成29年度の進捗状況について」ということで、国土交通省、関連事業出張所、そして町のほうから順次進捗の説明をいただきました。質疑は全部で5件であります。主なものは、「転流工工事の工事手法について」また「県道設楽根羽線の仮設道路の冬季の対策」などの質問がありました。

そして、次にその他に移りまして、その他では要望として「国、県、町への要望として、ダム事業計画の地元産業振興と結びつけていただきたい」という要望がありました。その後、現地視察を行いました。県道瀬戸設楽線付替道路周辺、県道小松田口線のところを通って、ダムサイト付近の視察をしました。詳細につきましては、設楽ダム特別委員会の議事録を議長に提出してありますので、お読みをいただきたいと思えます。以上で終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第28、議案第36号「平成29年度設楽町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第36号「平成29年度設楽町一般会計補正予算（第10号）」について説明します。今回の補正は、林道境川線の大洞橋改良工事の繰越にかかる財源更正でありまして、歳入歳出補正予算額はなく、予算総額は規定額の6,209,954千円から変わってません。議案第2条の地方債の補正及び第3条繰出繰越明許費は、直結する事項でありますので、事業の変更にかかる繰越明許費から説明します。4ページの第3表をお開きください。林道境川線の大洞橋の改良工事は、橋りょう点検により早期の改修措置に該当しました橋りょうでありまして、今回、橋りょうに管渠を入れ替える工事に着手しましたが、はげ口擁壁の掘削を進めたところ、地山の土質が悪く、計画していた勾配では崩落の危険性が非常に高いことが判明しました。よって施工方法の再検討を行い、作業の安全性を確保しつつ適正な工法変更を実施するため、年度内完了が見込めない状況となりましたので、前払金7,948千円を除く12,200千円を平成30年度へ繰り越しさせていただくため、本議会最終日に上程するものであります。

第2条の地方債の補正につきましては、3ページの第2表をお開きください。今回の地方債補正につきましては、次年度へ繰越計上する林道境川線の大洞橋改良工事に過疎債を12,000千円追加し、13,600千円とするものであります。それでは補正予算に関する説明書4ページ、5ページの歳入をお開きください。今回の繰越明許費の計上に伴い、当該工事費の財源措置を講じる必要が生じまして、15款県支出金2項4目農林水産業費県補助金につきましては、事業の繰越に伴い、補助事業の当初目的を果たさないということで、年度内完了の要件から外れたため、事業費の60%補助の小規模林道改良事業補助金の交付見込みがなくなりましたので、当該額の全額を減額する補正であります。また、この減額に伴う財源不

足を他の財源で充当するため、21 款町債 1 項過疎対策事業債に 12,000 千円を追加補正するものであります。6 ページ 7 ページの歳出における 5 款農林水産業費 2 項 3 目林道事業費は、今説明しました歳入の補正の伴う財源更正であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 36 号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 高森 歳出の 3 ページよろしいでしょうか。今、説明を受けた国庫支出金の件なんですけど、12,000 千円減額で、それを町債に変えるのですが、こういう工事がどうしても土木に関しては延期とか、そういう予想外のそういう想定がされるときに、財源をその繰越明許とかそういう特別なそういう措置で認定してもらえる。そういう制度は県にはないんですか。

財政課長 愛知県のほうの補助金なんですけども、あくまで年度内完了ということが条件になっておりますので、今回、それとても無理ということで、なんとか財源措置をしたいと考えました。で、通常、過疎債も二次の同意が、同意というか、終わってございまして、今回のこの路線につきましては、当初 1,600 千円の起債で同意をいただいております。愛知県の市町村課に相談をしたところ、設楽町の二次同意までの過疎の枠の範囲内であれば、そちらの事業に充当して構わないという、そういうお話をいただきましたので、今回、ほかに不要額が出そうな事業もございまして、こちらのほうに財源を充当させていただいたという内容になっております。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 60%の補助がだめになってしまうっていうのは、いかにも残念なことなので、どうしたらそういうことが防げるのか。そういう対策については、どのようになさいますか。

財政課長 最近、このように直前になってなかなかそういう、特に建設工事だという諸事情によって繰り越さざるを得ないケースが増えております。ということで、来週の火曜日の課長会議なんですけども、そのときに財政課のほうからですね、補助事業、国県の補助、それからダムに関連の交付金、それから起債、それらを財源にしている 1,000 千円以上の工事とか備品購入とか、そういった普通建設事業に関しては、調整会議というのを作りまして、それで不慮の事故等による財源調達に備えて、毎月そういうチェックをする庁内の機関を作っております。運営していくという予定をしております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 36 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、

起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 29「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 30「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。平成 30 年第 1 回設楽町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 30 分